

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |  |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称        |                      | 要安全確認大規模建築物の耐震診断に係る報告命令  |
| 根拠条例・規則名         |                      | 建築物の耐震改修の促進に関する法律  |
| 条 項              |                      | 附則第 3 条第 3 項   |
| 所 管 部 課          |                      | 建設局 建築行政部 建築総務課（電話：048-829-1539）   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 設定できません。<br><br>(理由)<br>当該不利益処分の性質上、法律の定め以上に具体化することが困難であり、また、事案ごとの裁量が大きく基準を設定することが困難であるため。 |
|                  | 設定等年月日               | 平成 25 年 11 月 25 日設定 平成 25 年 11 月 25 日最終改正  |
| 備 考              |                      |  |